

11 審

此方であるならば、市長は施政方針
 の中で、商工業の発展策、商工業
 をいかにして発展させるか、これは第一
 次、第二次、第三次、第四次とごま
 います。多種多様あります。此方一
 次、しかも、電気政策であります
 方々の商工業観光、商工業の発展に
 ついては、おのづからいって、おのづからい
 たいことは、いさゝか市電の集客を統
 制するを得るべきであります。此方一
 次、意味が市電を以て観光事業に比
 するおのづから、所獲力をいれられるか、或
 は、先例を以て、在りし頃の、輸送局共
 同を以て、此方市電のレベルをせよ
 ば、おのづから、此方、此方、此方、或は
 又、商工業観光に、対して、補助金をせよ
 ば、おのづから、此方、此方、此方、外に
 此方、此方、此方、此方、此方、此方、
 此方、此方、此方、此方、此方、此方、

市電

お話をお聞かせいたす。商工業観光におき
 ますれば、直野湯市、此方、此方、此方、
 此方、此方、此方、此方、此方、此方、
 此方、此方、此方、此方、此方、此方、
 此方、此方、此方、此方、此方、此方、
 此方、此方、此方、此方、此方、此方、
 此方、此方、此方、此方、此方、此方、

能調是在方方、此江神繩に於ける
道野湯市の地位、此方ハナレニ此方ハナレモ
動業ハ此レヲシテニ此内題は商工業
者ハ皆此レ其レ或は此レハ關係有
る方レ其レ一語レハナレ様討レ
ハ此レハ思ハナク。

川 翁

一語レハナレ様討有る也。

議長

此方先刻レ時レナリナク。日新が
才レ結ナレナリナレトナレ、時同
在能表ハ此レ思ハナク。御案議
ニナレナレナク。

議長

御案議ハ此レ認ナク。ナレ時間
在能表有る此レに未完ハ此レナレ。

川 翁

今道野湯市の商工業者、並此レ他
地レナレ道野湯市を非常レ批判レ
ナリナク。此レは殆レ10時以後は不
ナレ一匹モ通レハナレナレナレナレ
ナリナク。皆此レナレ言レナレ水取静ガ
結ナレハナレ言レナレナレナレナレ
レレレレレレレレレレレレレレレレレレ
レレレレレレレレレレレレレレレレレレ
レレレレレレレレレレレレレレレレレレ

しや方々々にびつた(り)とが、あつた部
落でおこつております。この現象は非
常なわけがわしいとておこります。

特に物体におこしても加速版とい
うのがござります。25年間の本土から
切り離れぬれぬこの事態がどうい
うふうかや七、八才、或は1才前後
の年齢がどういふことをやつてゐるに
やないかと。非常なわけがわしいとて
ござります。この問題は、たつ
た(り)を存しつた(り)といふは、水と氷、
根と枝ではどういふものかといふこと
でござります。この問題に對してどうい
ふかをしらべつた(り)といふは、非常な難
を稱してゐるものではないかと。

物のこの状態に對して、今非常
に個人としてこれを検討して
ござります。どういふ意味で、大分の肉
體でござります。これは第一、同じく
或は業者としてこの問題を對して
しては、重要な問題といふ。特に前問
に検討してゐる(り)といふ。

以 着

學問の重要な問題といふ。或は
下、おこつた(り)といふ(り)と。気が上
へ、おこつた(り)といふ(り)と。これは、行政
担当者として、おこつた(り)といふ(り)と。
然るに、おこつた(り)といふ(り)と。特

議 答
川 翁の御伺にお答を願ひます。

総務課長
お答をいたしました。1 款がりの額を
その1件有は573,640円となっております。

川 翁
570,000円と伺っております。

総務課長
573,640円。

川 翁
640円と伺っております。

総務課長
前年度と比較すると116,403円の
増となっております。

川 翁
110,000円と伺っております。

総務課長
116,403円と伺っております。

川 翁
8月14日、商工業系調査

前記の件は委託料として500円の計上
をしております。調査員手当として
かかるものについては、これについて説
明を願います。

商工観光課長

御説明申し上げます。この調査員
手当は、これは一件に対して20名、
このうち果名に対して調査員手当を20
名、その他臨時でもさういふものがあ
るから果名に対して調査員手当を
おります。

川 務

これは一件20名、一人一日何
件位をしております。

商工観光課長

十二件位がせいせいだと思っています。

川 務

これはさういふ内容、さうい
う内容のものであります。

商工観光課長

何本かの調査用紙がおりますが
それ以外に、三件ほどはさういふ
思っています。

川 君

これは統計資料おれめのもやが。何の
ための……。

商工観光課長

これは統計資料でもありやが。今
までの業種別細かく明細にしてや
らなければいけなと思っておりやが。
今までの調査資料はあり何でもやら
ればもって果ては細かくも思っており
やが。

川 君

おれめのもやがこれは委託しやが課でも
ありやがけれども。自治体委託委託もや
が。或は臨時要員でもやらせよう
とやが。

商工観光課長

おれめのもやがからは時間おける方がい
と思っておりやが。もしおれめのもやが
おれめのもやがは臨時を頼んでもよろし
いとやがと思っておりやが。

川 君

自治体委託委託もやが。身務委託もや
がからは。この調査の依頼もやが
おれめのもやが身務委託要綱の範囲内でもやが。

商工観光課長

この場名はこれとは別個にやり
可が……。

川 香

別個に作る。

商工観光課長

はい。

川 香

この方から出た分だけ自治会名が
わかるが、これはこの場合はその
ことになり可が。

商工観光課長

この方から可が、大体自治会名
も記載がおり可が、記載の方はお願
いして可がとお願いしております。

川 香

この方からこの家態調査は大体この
日の数で完了しております。

商工観光課長

~~この方から~~これは各部署から
取り可が、1か月程度検討して可
が。

11 答

1カ月後には皆工場の実態調査が
済むと見て可なり。

商工観光課長

これが下の統計が取りつかず、統計
計が約2ヶ月位おあり可なり。これは既
時を待たずにこの統計はやらせて貰おう。

11 答

取りつかずの統計が終了し特別項
料としてこれは市取のほう商工業の政
策の一つの基礎資料に可なりと
して取りつかず。

商工観光課長

はい、これも各種団体からの電報の
ほう資料が提供してこれを取りつか
ず、これも一つの目的に、一つには市
の各課の資料にてもいいと見ておあり
可なり。

11 答

はい、以上。

議長

お諮り可なり。才人収を急し
て統計協働内に入りたいて見て可なり
と見做す。ごんごん可なり。

議 表

議表の各項目の順序を、総務課内
に検討する。

議 表

暫く休憩を挟む。(午後4時9分)

再開を挟む。(午後4時22分)

議 表

1) 身長の予備を承った後総務課
議表の検討に入る。御自由に御
発言を願う。

9 番

1) 新の役所職員等の職名給の方
について、その中に特昇が計上され
ており、その場合に該当する方は
どのような形の職名であるか。条
例の七の項目に該当して特昇を
受けておられるのか、その点も伺う。

財 政

御説明申し上げる。1) 職名給、
2) 職名給、中には1)項と2)項に
該当する。これは最初以来であり
ます。御課長以上とご報告して、これは
最初に予備説明申し上げるに
してよろしい。御課長以上の類似
の御課長給与体系に、説明

素に七歳料としてお上げしてありませ
 うに、本市の場合には特に身元川、
 浦添と比較して相当の身元給
 の差がござります。そこで、此れを
 程既定として同じ部課取上げに何
 せんが、これに於て素性の地方地元の
 職員の給与として他の市町村の職員
 の給与に比して差を認めざるは事
 務の整理、この一う態様がこの職
 員給与の懸念がござりまする事も
 あるにござりまする。この一う
 は言ふまでもない。差が外利にも
 開きがある。町に納められ、
 この一う考へて、身元10ドルの部課
 には別に特別に今回国交にこの身元
 の一うの懸念に上積を以て支給し
 たいと考へてござりまする。

根拠は条例というものは別に根
 拠はござりまする。この中の条例に
 根拠があるという事は、給与に關す
 る条例の別表の二に於て格付の
 一うに於て、この中の議会の議決
 を得たことには決意を為す内閣
 ありして、別に条例の何れも適用
 しないという考へてござりまする。

答 答

局長の御説明に於ては、
 他市町村と比較して物量に
 五 五 五 五 五

まうでございすが、いかにわが道野
三郎の職員の給与に關する案例
にはおとしをございす。その中の
いかに場合は特別昇給でもござい
まうの案例がございす。いかにわが
の案例にわがものを在るお情に
お情で給料を特別昇給は下げた
まうのいかにまうのものは可能
なす。

財 院

これは昇給とまうの場後は特別
昇給といふ案例の給与にあり
まうのいかに。この場後は
まうのいかにがまうのいかに
なす。

参 事

おまうの案例の……。

財 院

これはおまう……。

参 事

おまうのいかにこれはお情
にございす。

財 院

情にございす。いかに中の
職員の給与に在る。今の場
毎年度末の給与にございす。1
年度は

これが適当な味求む方といふかうに
解してゐるにせよかと思つておられる。

8 番

前市会の場合に、特異といふことが
(操名に在りては不能)

9 番

これは、その性質は開いておるに
せよ、これに、その性質、これは、
その果論が、おそれ、その性質、
を説明して、その性質、その性質、
明にして、理解を、その性質、
と考へておられる。

8 番

これは、その性質、その性質、

9 番

おそれ、その性質、

8 番

現、その性質、その性質、
その性質、その性質、
その性質、その性質、
その性質、その性質、
その性質、その性質、
その性質、その性質、
その性質、その性質、

してお方が。

農林課長

お答えいたしました。農作物の審査は、
町長関係と園芸の方と普及員を合併
した審査室に依頼したという事ですが、
これは畜産の方は獣医畜産会と
試験場、その他畜産関係の詳しい
人にお頼りしたという事ですが、
これは蔬菜物の審査は農業普及員に
依頼して行う方針でも、その中で
回収されたりやり取りで、出品者が相当
おりにあるわけでも時々も時々でも
でずが場合が有りです。そのために
この審査謝礼金を組んであります。

答

今の事、今更にはわかりませんが、
このこと、職員で審査されるおつた
のでございりますが、これに対しては、
その間に何かあったらどうが。

農林課長

現身夜もその方の方に終ってあります。

答

現身夜は計と別れておいてあります。

農林課長

10月既にお知らせの通りおこなったのであります。

○ 答

予算は計上されております。

農林課長

はい。お答えをさせていただきます。

○ 答

午前中に質疑をいたしました。その回答がまだございません。また、もしその回答の要領がまだない場合は、求めたいと聞いています。

建設課長

お答えいたします。監査委員からの指摘事項については、その後の分限作業にて執行しております。

○ 答

その工事、そのうちこれがあつたというものは認めさせていただきます。

建設課長

はい、これは認めさせていただきます。

に付いておりの事。この前までは70等の
2月、この前までは常設新設課が
おいておりました。この前
では入札予定価格に対して市表の
封印をしておりました。設計書は
この封印を付けて建設課の方に
おいておりました。

8 番

この後ではこのようにおいて
下付。

建設課長

この後では全部封印して収入簿の方
にしておいております。

8 番

(1) の欄も同じようにおいて下付。

建設課長

はい。(1) の欄も。

8 番

仕様書下付。

建設課長

はい、仕様書の方はおいておいて、
これは1週間以上おいておいて、
契約書の方は前にも指し桶の前

は7日以内におこなうこととし、15日以内におこなう現在とされている。

8 番

最後の工事の入札から系統その他関係書類が不備なところから指摘されておられるが、これは仕方ないから...

建設課長

これはまだ工事が完成した場合に別添書というものがござります。これをこのおこなわれるというところから...

8 番

別の契約書が入札の契約、その様式がわかっているし、別添書がござります...

建設課長

はい、ござります。

8 番

以上質疑は終了ですが、今後ご不明な点がございましたら、いつでもお問い合わせください。

建設課長

はい、十分です。

1 番

予算説明会のご案内、計数の公表を

農林課長

お返すまいです。農家は非満期
待てようとするのでありです。

1 番

農家が非満期を待てるというこ
とでありたいです。この600万円で
も、これは更新するのには農家の方が
この600万円以上の要求があるとい
うです。

農林課長

お返すまいです。今はこのように
してはあげられたいです。今の状
態で今年以上が大部分でありたいです。今の
分は林業上の分が600万円であ
りたいです。これは上にのりかたは
いい。今のこのように数字は今分
でとせし。一応600万円。これは今年
で1回更新してこれ以上分を計
上してあります。

1 番

同じ農林課担当として、能
率の産業あり、これが小規模の広場
で行われるべきです。能率の産業
のこの広場で備わった産業ありの
比較はいい。

予算でこのところの教道の統費と納費
 納の経費の割り合、これ規行身度
 と比較し控費的の統費がどの程
 増減をいふ方がどうか、これについてお伺
 いしたいです。これは昨年度のところで記し
 て下さい。この間御覧はお伺いしたいす
 所。大抵大卒の尚題で取りあつて、こ
 のところでも一回もおいておられる。

被坂方面の中にもおられる所、目
 下宜野瑞方面の大卒の事業、大卒の課
 題は何れいつか期限付の埋立事業
 でありませう。これについて前記せ
 るがとやがて成立した時点で、或は餘
 階で一階（能く不能）どうにござらぬ
 方の知見をそれら記されておられる。しか
 しながらその事情は、現市況何の十分
 におつておられると思つておられる。これは十
 分おつて期限内でござらぬ電しを立
 ておられる方がどうか、又、もしその時点で
 工事の着工をたつたらは今頃までに
 是れの方程既御覧の埋立事業が完成
 がたの程既完成しておられるにやが
 たの程既完成をたつたら埋立がたの程
 不十分の感でたつたら一階でござらぬ
 しかたがどうか、11月15日期限が
 ござらぬ、又、現市況とこの尚題に
 対して積極的にかつておられる等
 生打おつておられる。しかも創設会計
 の予算にたつたら、おつて、これがらうか

おの方針にてこの問題を解決するが
じやが。此れの見直し。並に日頃
の準備を承けて頂くにお願いする。

市 長

お答えに申し上げます。直野浜における
瀬 瀬 埋立におきましては、今後直
野 湾 市 の 景 観 に 与 与 する 問題 だ と思
っております。又、おっしゃる通り11月
一 龍 の 期 間 限 定 切 断 方 案 だ と思
っております。此の案につきましては、私共就
任 当 時 の 意 図 だ と思 っ て おります。
此の案が外れてもこの問題は埋立
を 止 止 せ ぬ べ だ と思 っ て 置 いて いた
ら ば 思 っ て おります。

市 長

市長の考え方を承知した事ばかりで
すが、市の直営でやるかお考えであ
るのか、或は又業者任せにするかお考
えを承知します。此れについてお伺いいた
します。

市 長

この問題については、議員の皆様
に 此 様 案 だ と思 っ て 置 いて いた
ら ば、埋立におきましては市が直営し
て 行 っ て 頂 け ば、或は又折合制でや
ら せ 頂 け ば、この問題に解決して

この次に消費的経費をいれたい時は、
産業経済費でありながら、税身厚の2.51
パーセントに對し、消費的経費に對しては
4.14パーセント、これが中では最も
税後消費的経費が...

II 薪

全体としての取り扱いが。

明 後

全体として、消費的経費に
一着木をいれ消費が10パーセントに減
つたが、これが土木費の約
210パーセントの増、産業経済費に約
約1.610パーセントの増にたいして、
これが中では最も10パーセント
は消費的経費は新約入れ、消費
的経費は最も大なり大なりといふ
べきにたいして...

II 薪

全体の取り扱いの数字については
...

明 後

これは分析して、新別に分析する
べきにたいして、計算をする
ので、今新別に大体の数字を説明は
大体は推定する数字であり、

従業者と土木費、産業経済費に
向、これを以て大體根元はできる訳
で有り得る。

4 着

大體おかりました。そのなかで、セ
ンがりの上げが、革新技術の政策を打
上げたりする。そのなかで、革新技術
の進歩を促す意味での期待も大に
訴へたりする。そのなかで、セ
ンがりの上げが、革新技術の進歩を促す
意味でも、大に訴へたりする。

5 着

最後に市長がお話の通り、この問題
は、色々の政府の財政破産の問題
で、市町村の予算或は予算編成、執
行について非常に問題をかかっている
が、現在におおむねとも例をば、71
年度の予算を、政府の補助事業を
考えたりして、72年度の後半に
完了したというものが、現状では
ある。結局はこれに対する対応費
を、71年にもたせたい。そのなか
で、意味で、70年度から71年度に繰
り越される事業の大を、おもしろい
ように、百のドルの埋込地域にお
ける、買上げが、おもしろい。これも、
その、所限りで、71年度に繰り越

私の問題に對しては善処して置く
と思っております。

お 答

私の一言で済ませようとしたけれど、
も、現行の政府の場合におきまして
は一時同前の郵政審議委員会の
主席に諮問を塔中いたしてもそれ
は果るに及ばないものを見込めは
ざらない。さういふ意味で何處
も財源の新範囲内或は負担を
おしてもさういふ問題にそれと等
等をお困らせたいのであり、さう
だけ早くさういふ政治措置を以て、
見通しがつかないならば積極的に
さういふ問題にそれと好むと思
います。以上です。

議 程

休憩をいたします。(午後5時11分)

議長

再開いたします(午後7時13分)
休憩前に引き続き議案第9号の質疑を許します。
尚、安次富盛信外9名によりまして、修正案が提出されております。併せて質疑を願います。

議長

質疑をなすようでありますので、質疑を終結いたしますと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと叫ぶ)

議長

御異議ありませんので、質疑を終り討論を求めます。最初に反対の討論からを願う致します。

議長

休憩いたします(午後7時15分)
再開いたします(午後7時15分)

議長

本案と修正案とを併せて、討論を願います。

ノ番

崎向理市長が就任してから10ヶ月を
経過した訳であります。年度の予算案
の提案は、今度が初めてあります。
前任者の新築市長から未解決のまま
引継がれた多くの問題、或いは又新
しく発生した問題、いろいろ問題が山
積する中でこれを一つ一つ解決して
いき自治制の確立と市民の福祉向
上に取り組んでいくことは、多くの市民が
それを認めておられると信じます。わけ
でも道路行政においては、今日まで石
粉地域のみにわたった道路行政か
ら全地域にわたった道路の整備
されてきた。市民に市政の恩恵が
還元されてきた。このように今年度
予算も土木事業を初めとして、直接市
民の福利に結ぶべく色々な政策が、
この予算の中に現われてあります。勿
論、これは各市長が市政を担当し
ても細部にわたって、市政全般にわた
って、100歩満歩というよりは、言える
1. 早く一朝一夕に、なしに仕事
も沢山のようです。今迄市長が苦しい
市の財政ではあってもこの予算書の中
に示された諸行政費を前向きに進
める中から市民の要求と不満を率直
に聞きながら、問題点を一つ一つ解決
して、市行政の円滑な運営、併せて、並

野湾市発展のために努力されることを願うものであります。修正案の中に市町村交付税の交付税がございまして、これも特別交付税であります。普通交付税、特別交付税、新算出方法、これもまだはっきりしてありません。現時点においてこれがふたつと「う」決定的なことはございません。それから、段所職員への段所費の中に先程、市当局が増員計画を出したたけで、もつと検討を要するところと、この人たちが認められませんでした。これも今後あらゆるところから検討して、市の職員の仕事の量、この面が勘案されて、次会期に提出されるかも知れません。認められれば知れませんが、この「う」観点に立てまして、71年度の予算案、これは市当局の原案に賛成をし、修正案に反対の意見を表明いたします。以上であります。

8番
 宇次富盛信議員の提出案の修正案に対し、賛成討論を行います。修正案の内容を見よいた場合に、収入に及ぼすことは、特別交付税が原案の20,000ドルから30,000ドルに引き上げられ、あります。これは現在の

実績からして、30,000ドルは当然ありま
 す。又市長は当然あるべきはずの支
 付税は当然当初予算に挿入する
 べきだと考へておられるとござります。
 次に支出面におきましては増員分
 が減額されておられます。これは規則
 によつて、定員数の条例によりまして、
 本会議に於いて、全会一致で原案を
 否決されておられます。よつて当初当局
 が計画をして居た増員は得られな
 かつた訳でござります。さうすれば議
 会としては、当然その規則に基いて
 予算を更正するのが、予算を計上
 するのが、当を得て居ると思ひます。
 それからその浮いた分、予算の浮いた
 分、土木費に計上されておられます。
 10、その土木費の中に40,000市民が
 居るとも欲つて居る。測溝工事の
 狭つて居るとも、その市民の福祉に
 ありても居るとも、この趣意に立上
 して、土木費に挿入して居るべきと思
 へて居ると思ひます。次の産業育
 成費の農薬購入補助金に1,000ドル
 組み入れてありませうか。これも農家
 の皆さんが、農薬を買うのに非常
 に欲つて居る。そしてその項目に入
 れたと、このことも当を得ておられます。
 さういふ意味からして、安次富盛
 信議員の、提出した修正案に賛成いた

明にありませう。疑いなく、我々は市長
のこの努力目標の裏付けとして、当然
実績以上はこの政府からの交付税
をもらってきてもいいというは、これは
議会議員の責任を保持するところか
と思っております。かつ又、市民の要
望であります。108は、普通交付
税とは違いますが、ある程度の政治力
政治手腕にふさわしいは、もっと確得
できる性格の者であります。そういっ
たような意味からして、当然もっとこれ以
上に努力をして、市民のために政府の
補助金を或いは交付金をもらって
きて、頂きたいというところか。ひとく
く私達の頼るところであります。これは当然
なことであります。更に市一円の測
溝工事につきましても、なる程、私共が
例年にならぬという市内のアスファルト
路面舗装、これにつきましても、多大の
評価を寄せてあります。101は、なから
反面基本設備であります。測
溝工事か何かしろあざなりに
いふと、これは市民の間からもアスファ
ルトのつりまで自分の敷地だと測
溝がなれたためにハイさした実例があ
つたことにあつてきてあります。私共
は、アスファルト舗装と並行して、103
107の基本施設であります。測
溝工事を早目に促進、実現して

ちう「た」と「う」は、これはひとしく議
会の議員並みに市民の要望が三つと三
であります。ちう「つた」は主眼を十分
あり込んだと三つの一部修正の内容で
あります。同時に市長のやることは無
条件に何でも認める三つと「う」ことが果
して、真の協力であるかどうか、むしろ常
に建設的の意見を具現しかつ市
長の姿勢を質する三つが真の協力で
あると私共は考えてあります。その意
味に於いて、私共が提出しようとしたと
三つの修正案は少額の経費で最大の
効果をあげると三つ自治の精神に
のつとつて、「ゆゑに消費的の支出を
できるだけおさえて多くの建設事業を
やつてさう「た」と「う」市民の要望に
答えた修正案である」と私は確信を
してあります。又「これが議員に与えられ
た三つの責務と使命である」と同時に
に市長に對する最大の協力である」と
私は考える次第でございます。ちう「う」
意味のこの修正案をよろしく御検討
いただきままするに右體「を」すると同
時に市長に一言だけ御指摘をして
おきたいと思つて、一党一派に遍
することなく常に各会、各層の方々の
英知とあらゆる意見を取り入れて、
市行政に反映して頂きます。そして
円滑な市政を運営して頂きたい。

と「う」を要望「た」を以て、私が提
案したと「う」一部修正も是非認
めて頂「う」可「う」に「う」を申「上
げ」次第でござ「う」ます。以上。

12番

簡潔に討論を申「上」げ「う」ます。71年
度予算は、70年度の予算に比「し」て
て、71年度が1,478,000ドル、70年度が
1,206,000ドルと「う」数字で351,000ドル
の71年度予算の増「え」でござ「う」ます。大変
財源難と「う」わ「か」て「う」あり「う」可「う」か「う」は「う」こ
れだけの財源をよ「く」み「つ」けて頂「い」て「う」こ
れだけの莫大の予算が組「み」られたと「う」
ことは、当局の熱意「の」外「に」な「ら」ず「う」も
~~う~~と「う」は、さ「う」でござ「う」ます。特に強調
した「う」ことは、現年度まで過去4~5年
来、道路維持修繕費に「あ」り「ま」す「う」ても
大体年間20,000ドル程度の「ア」ス「フ」ア
ルト工事の予算10人「で」ござ「う」ませ
ん「で」した。か「う」は「う」も、崎向市長が就
任「し」て、今日まで約6ヶ月間「で」過去4
年にも勝「つ」る乳刺舗装道路を完
成「し」て「う」あり「ま」す。次年度に「あ」り「ま」す「う」ても
今日まで「見」る「に」は「う」道路維持修繕
費の額が、去年28,000ドルに「対」し260
00ドルと「う」膨大な道路維持修
繕費に注「が」か「て」「う」る「う」ことは、即「ち」
市長が「う」か「う」る「う」真野湾市民「の」ため「に」建

設的に投資的経費を投じておるか
と"うことか"うかか"え"る款で"ござ"います。
道路橋梁、排水費に"あ"ります。現
年度は85,000ドルで"ござ"います。
来年度予算に"あ"っては、112,000ドルと
決ま"る"ので"ござ"います。農業
関係でも"し"かり、今日まで"絶対"にこ
う"う"ことか"な"かった産業経済費、即
ち"類"は"少"な"け"れ"ども"さ"と"う"キビ"の"古
株更新など"突"に農業面"に"対"しても
"か"た"市"長"が"考"えて"あ"る"か"と"う
ことは、"こ"の"あ"る"に"補助"金を"交付"す
る"と"う"考"え"方"に"立"て"よ"う"と"立"派"の
考"え"方"だ"と"私"は"思"います。以上"の"面
に"立"て"よ"う"と、安次富盛信議員の"提"出
された"修"正案"に"反"対"を"示"す。以上

議長

以上を"了"して、討論を"終"りた"と"思
います。御異議"ご"せ"るか。

議長

御異議"な"いと"認"めます。よ"つ"て討論
を"打"了"切り"表"決"に移ります。

議長

休憩"を"示"す(午後7時36分)
再開"を"示"す(午後7時37分)

議長
これより議案第9号 1971年度富野湾
市一般会計基入支出予算を採決
いたします。

議長
本案については、安次富盛信外9名か
ら修正案が提出されたわけであります。
安次富盛信君の修正案から採決に入
ります。

議長
本修正案に賛成の諸君、挙手をお
願いします。

議長
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 賛成多数
であります。よって本修正案は可決さ
れました。

議長
次に、今修正可決した部分を除
く原案について採決いたします。

議長
修正部分を除くその他の部分につ
いては、原案の通り決まることに御異
議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議なしと認めます。よって修正可決。大部分を除く他の部分は原案の通り可決されました。

議長

休憩 11分 (午後7時38分)

再開 11分 (午後7時43分)

議案第23号 1971年度直野湾教育区
入出予算について再び議題と
なりました。

本案に対する質疑を許します。尚、原案に対し、又吉正弘君外9名並
かに伊保清安君外5名から修正案が
出されております。原案と両修正案併
せて質疑を願います。

議長

質疑も尽きたようだがござりますので、質
疑を打ち切りたいと思っておりますが、御異
議ござりまするか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ござりまするか。質疑を打
ち切りますかと。はい。

議長
原案と両修正案を併せた討論を求めます。

議長
休憩11分13秒(午後7時44分)
再開11分13秒(午後7時45分)

1番
伊原議員外5名の修正案の賛成の討論を行います。宜野湾区教育委員会、宜野湾市の区内の教育条例の中をささどる法的機関であります。この教育委員会から出された一つの議案が提案権者である市長として市議会に送られて参ります。市議会は、その一つの案件が公に照して、妥当であるかどうかを決定して、一応成立する訳であります。そういう訳で一つの議案が重要な役割を果たします。そういう意味から我々は対等の判断を下さなければならぬと思っております。しかるにこの度、上程された教育委員会予算の中の一部について、いささか妥当性を欠いておる所があるから一応この主旨を申し述べて、この修正案に賛成したと思っております。特定の職員のために早給金を改正して職員用の給与、これに「すじまし」教

差をもちまして、適正均衡かつ公平な給与体系が、我々の意に反して可決されました。職員の職階級を無視して、情実から人だぶりの給与体系は、やはり多くの職員の懐に不満をかもし出して、職員の働く意欲を低下させ、ひいては、職場の環境を悪くする最大の要因ともなりかねないと思っております。このことは去る70年の同一教育委員関係の議案審議の際にも問題が指摘されました。その不均衡を是正して適正均衡な給与体系を維持する、という必要があると、このことで委員会当局、それから議会に於ても同様の見解で、役所職員の部課長、これとの差が下りようように検討し努力することと約束したことは、まだ記憶に新しく残っております。一例を申し上げようならば、その相当の責任の度合、その地位にある議会の事務局長、並に宜野湾市職員、市役所内の各課長、これの給与、昇給も含めると、190ドルから200ドルでござります。この方々の給与に対して、教育委員会の一部の職員に270ドルの給与を支えた場合にその差が70から80差がござります。これが果して、均衡のとれた給与体系と云ふのであります。

問題が検討されて是正されたところか、71年度も又、同じような議案を提出して、市職員の労働組合、この使用者、労使間で話し合ひを促して妥協したところのベースアップの線約モデルをこの線に準ずるところか、2倍以上も増なつて、昇給するといふことは、どの角度から見ても妥当性を欠いており非常に理解に苦しむものであります。たかだかたかかさぬこの内容含みの議案に対して、我々は審査をする気さへありませんでした。その猛省を促すために行動をもつて示したのでござります。このように率からして、この予算の中に妥当性を欠いた附帯の「かな」給与が認められて3以上、我々は教育委員会予算の全部に対して異論をはさむ余地は毛頭ございけませんけれども、その命を修正して、委員会当局の反省をうながしたと思ひます。更には又、この給与体系が職員に与える影響、即ち労使間で解決を見たところのあの否決された退職金の改正系例、これとこの案件と比べてみた場合に全く逆の方向に結論が出まらう。全く遺憾であります。更に又吉議員外の修正案、これによりますと、婦人会の交付金の一部と、市青連の補助金、市青連の

は全部削除されておきます。市婦人
会は今までのあの悪評だった婦人
会これを返上して、民主的にこう
うな派な事業計画に基づいて、事業を
進めておきます。これは単なるグラフだ
けではなくて、婦人会の活動を見れば
よく解ります。バザーでもしかり、それか
ら討論集会でもしかり、主張大会で
もしかりであります。こうこう「業を
った、よ」ことをもった市婦人会にただ
説明が不足、それから婦人会の予算
案にこうう額しか計上されてない、と
うだけでこれを削るとこうのは全然修
正する意味はなしよせん。並かに市青
連、勿論、内部にこううなことがありま
しう。しかしながら将来に向って立っ
青年に皆さんがほんとの指導部
として納得のいくように市青連とも話
し合って、スムーズな運営をしてもら
たい。こうう申し入れをして青年を育
てていくのか。私はほんとうかと存いま
す。これをバツサリ千〇〇ドル全額削る
とこうことは、これは全く悪い話して
あります。以上申し述べておいて伊保
外5名の修正案、この賛成を申し述
べておいて、又各議員の修正案に反対し
ます。

と着

提案者として私の修正案に対して少し
つきかえて御説明申し上げたと思
います。今先の反対討論の中に婦
人会の予算を削つてあるんだと
いうようなことはかまごまごしたか。これは
婦人会の要望金額入けてあります。
たけ100ドル。即ち婦人会から要望
されたのが、1,200ドルでござります。そ
うして一応予算に300ドル計上されて
あります。要望以外の100ドルに対
して、教育委員会に何かの事業がある
かという質問に対して、教育委員
会としては、別に計画はないと答えてあ
ります。いわゆる補助育成ということ
は、その事業分量によって可なりと
あります。我々市民の税金から出ます。
それに対しては、有効に効率的に使
うべき市税でござります。こういう観
念から立ちました場合には、事業計
画は補助は可なりではない。そうい
う意味で又婦人会といたしましては
当初の計画、事業計画は十分でき
るような金額を認められてあります。
それから市青連の問題でござります
か。当局の説明によりますと、本年の
補助もまだ使つたなと。うううな
説明でござります。それには「いわゆる
事業が行なわれて、」なりと。ううう証状

でござります。文教委員に対し
してもその資料を提出を求めたとは
明日までは何の要望もなくただ去年
市の予算にあつたから計上したんだ
というふうな説明でござります。しか
しなから即決、表決の当日に於て
予算書みたようなものが、出て来ります。
しかしながらその予算書は、収入と
うそのかなく、ただ事業支出だけが、
提出されて来ります。それにはほんとう
の市青連の団体で検討をされた事
業である。非常に疑わしいものがござ
ります。そういう十分なる議会といた
しましては、市民の税金が公金である
ゆえ人は、十分なる調査を経て、きてき
れに於て十分なる育成をするのか、当
然の建前でござります。そういう意味か
らいたしまして、私の修正案を提出して
来ります。一つよろしくお願ひ致します。

11 番

一言だけ申し上げます。聞きすてならぬ
「笑か」でござります。一言だけ指
摘をして賛否の意思表示をして「と思
います。婦人会の要求額でござります
けれどとも審査の過程に於いて委員合
かこれは100名認めてある1ミスと
というふうな要しを委員会から訂正
修正の申し入れがござります。各民

主団体を育成する場合は必ずしも市民の税金から要求をしないう要請をしないう金を払う必要は必ずしもない。果して必要であるかどうか、という点も十分認識を要する必要があるかと思えます。更に市青連であります。勿論我々の結核であります。しかしながら誤ったことは、間違ったことは積極的に指摘して市民の税金はどのように使われるのか、簡単にあげられるものではないと、十分なる事業計画並みに使途をはっきりして、その補助金規程の主旨に基づいたところの補助金を受けるべきであるというふうなむしろ積極的に我々の議会、単に個人運が積極的に育成、助言、指導をやるべきであると考えられております。ただ意思表示もなすに金をあるからプレゼントする人だと言ったような考え方が果して真の育成指導になるかどうか、その辺をもっとお互い認識していただくべきであるという点を御指摘いたします。又正弘議員の提言も、その点とこの案を一部修正して修正案に対して賛成を表明するところがあります。

議長

以上を了す。討論を打ち切ります。

と思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしとつぶ)

議長

御異議ございませんので、討論を打ち切り表決に付します。

議長

休憩いたします(午後8時—)

再開いたします(午後8時1分)

議長

これより議案第23号、1971年度直野湾教育区入区予算を採決いたします。

議長

本案については、又吉正弘君外9名からの修正案と伊佐清安君外5名からの修正案が提出されております。会議規則第84条2項により、又吉正弘君の修正案から先きに入ります。

議長

本修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

議長

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 賛成多数

であります。よって本修正案は可決され
ました。

議長

次に伊保清安君の修正案の採決に
入ります。

本修正案の賛成の諸君の拳手を求
めます。

議長

賛成少数であります。よって本修正案
は否決されました。

議長

次に今、修正可決した部分を除く
原案について採決をいたします。

議長

修正部分を除くその他の部分につ
いて、原案の通り決すること、御異議ござ
いますか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議なしと認めます。よって修正可
決した部分を除くその他の部分は原
案の通り可決されました。

議長

休憩"た"ります(午後8時4分)

再開"た"ります(" 8時4分)

議長

日程の変更についてお諮りを"た"ります。
この際、会期の延長を日程に追加し
議題と"た"ら"と"思"います。これに
御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議なしと認めます。よってこの際
会期の延長を日程に追加し議題
とすることに決まりました。

議長

会期の延長を議題と"た"ります。

議長

お諮り"た"ります。今期定例会の会期
を7月3日まで3日間延長することに
御異議ございませんか。

議長

御異議なしと認めます。よって今定
例会の会期は7月3日まで3日間
延長することに可決されました。

議長

次、本会議は明後日7月2日午前
10時から再び開きます。以上もま
した。本日の日程は全部終了し
ました。大変御苦勞様でした。

散会(午後8時5分)